

6/26 月

殺傷武器輸出でも输出

政府、与党に説明 海自掃海艦など

政府が防衛装備品の輸出

ルールを巡り、現行制度で定められた「警戒」など非

戦闘の五分野に使用目的が該当すれば、殺傷能力のあ

る武器を搭載していても輸

出可能と与党側に説明して

いたことが分かった。從来

は共同開発・生産の場合を除き輸出できないと解釈し

ていたが、明文の禁止規定

がなく可能と判断。自民、

公明両党の実務者協議で、

機関砲を搭載した陸上自衛

隊の「偵察警戒車」や海上

自衛隊の掃海艦などを示し

た。関係者が二十五日、明

らかにした。

浜田靖一防衛相は記者会

見で、輸出ルールを定めた

「防衛装備移転三原則」と

運用指針は殺傷能力のある

武器の輸出の可否に言及し

ていないとして、実際の輸

出は個別に「判断する」と述

べることにしている。国民

に説明せず、水面下で解釈

変更を図ったとみられる。

与党は輸出ルール見直し

を巡って議論しており、輸

出を認める範囲が拡大され

る可能性がある。政府は現

の輸出が可能と判断してい

るのか、明確にする必要が

殺傷能力のある武器の輸出に関する政府の説明

従来の説明

認められるのは国際共同開発・生産の場合のみ

5月の自公協議

運用指針が認める5分野(救難、輸送、警戒、監視、掃海)に該当すれば、輸出可能

■写真例(それが機関砲搭載の掃海艦)



ある。
与党関係者によると、政
府は国家安全保障戦略の改
定を議論した昨年十一月の
与党協議などで、人の殺傷
や、物の破壊を目的とする
武器の移転は「現行の運用
指針上、共同開発・生産に限
定される」と説明してきた。
今年四月、輸出ルール見
直しを巡る与党協議が始
動。五月の会合で、日本と

安保協力がある国に对し
て輸出が認められる救難、輸
送、警戒、監視、掃海の五
分野については、機関砲を
搭載した偵察警戒車や輸送
艦、掃海艦も輸出可能だと
説明した。元防衛相の小野
寺五典自民安保調査会長は
「殺傷能力があるものは」
切出せないと思っていた
との認識を記者団に示して
いた。